**令和3年度 港まちづくり協議会**

**「子育て交流サロン開催業務委託」に係るコンペティション**

**実施説明書**

１　業務の概要

　(1) 業務名　　　　　　「子育て交流サロン」開催業務委託

 (2) 仕様書　　　　　　別紙のとおり

　(3) 契約期間　　　　　契約締結日から令和4年3月10日（木）まで

　(4) 契約上限金額　　　金1,450,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　提案内容

(1) 企画内容に関すること

｜サロンの実施スケジュール及び各回の実施概要

｜サロンの会場

｜託児コーナーを設置する場合はその運営方法

(2) 運営に関すること

｜スタッフの配置等の運営管理体制

(3) 広報に関すること

｜港まちづくり協議会と作成したチラシ等を使った広報の方法

３　参加手続

　(1) 問い合わせ先

　　　　〒455－0037　名古屋市港区名港一丁目19番23号

　　　　　　　　　　　　　　港まちポットラックビル

　　　　　　　　　　　　　　港まちづくり協議会事務局

　　　　　　　　　　　　　　TEL:052-654-8911

 FAX:052-654-8912

　　　　　　　　　　　　　　MAIL:info@minnatomachi.jp

　(2) 企画提案書等の提出

　　　ア　提出書類（様式自由）

　　　　（1） 表紙

　　　　（2）　提案書（Ａ４・片面刷りで枚数制限なし、様式自由）

　　　　（3）　業務実績（Ａ４・片面刷りで１枚以内、様式自由）

　　　　　　　　（過去３年間の類似の受託業務の事業実績。

件名のほか、事業期間、概要、成果を明記すること。）

　　　　（4）　団体概要（事業概要がわかるもの）

　　　　（5）　見積書及び内訳書（様式自由。内訳は仕様書に記載されている項目を具体的に反映すること。）

　　イ　作成に当たっての注意事項

　　　　（1） 左上を綴じ、正本（１部）はホッチキス留めとし、副本（１５部）はクリップ留めとして、合計１６部作成する。

　　　　（2） 提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない（指示があった場合を除く。）

　　ウ　提出期限、提出場所、提出方法

　　　　（1） 提出期限　令和3年4月2日（金）17時まで

　　　　　　　　9時から17時（土・日曜日及び正午から13時を除く）

　　　　　　　　※提出期限後に到着した企画提案書等は、提案を無効とする。

　　　　（2） 提出場所　港まちづくり協議会事務局

　　　　（3） 提出部数　１６部（正本１部、副本１５部）

 (4）　提出方法　事前連絡の後、持参による

　　エ　提出された提案書等の取扱い

　　　　（1）　著作権は、提案者に帰属することとする。公表等が特に必要と認められる場合は、当協議会は提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

　 (2)　 提出された提案書等は、本コンペティションにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3)　 提出された提案書等は返却しない。

　　　　（4）　提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三

　　　　　　　　者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

　(3) 実施説明書、仕様書等に関するオリエンテーション及び質疑応答

　　　　下記のとおり、本コンペティションに関する事前のオリエンテーション及び質疑応答を実施する。

　　　　（ア）　オリエンテーション（質疑応答有り）

　　 下記の日時・場所で実施する。本コンペの参加条件としてオリエンテーションの出席を義務とする。

日時：令和3年3月16日（火）　10時00分〜12時00分の中で20分程度とする。

　　　　　　　　場所：３-(1)

参加方法：令和3年3月12日（金）17:00までに3-(1)にFAXまたは電子メールにより提出すること。

　　　　　　　　参加者：各者2名以内

　(4) コンペティションの参加辞退

　　　コンペティションに参加しない場合は、令和3年4月9日（金）17時までに港まちづくり協議会事務局へ連絡すること。

４　審査の手続き及び契約候補者の選定

　　提案書等の審査は、次のように行う。

　(1) 審査の実施

　　ア　審査（予備審査：提出書類審査のみ、本審査：提出書類及びヒアリングによる審査）

　　　 （a） 本審査予定日　令和3年4月12日（月）18時30分〜21時の中で30分程度。詳細については、予備審査を通過した対象者に別途連絡する。

1. 提出された提案書等について説明及び確認を行い、下記の「評価基準」に従

い審査を実施する。その際、他の資料、機材等は使用しないものとする。

1. 本審査への出席者は３人以内（うち１人は業務を中心的に担当する者が望まし

い。）とし、ヒアリング時間は１者あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。

　　イ　評価基準

　　　①評価方法

　評価項目毎に次の5段階評価とする。ただし、３つの評価項目の平均点が3.0点未満の

　場合は委託しない。（最高点：3項目×5点＝15点）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点数 | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
| 評価 | 非常に優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

　　②提案者の順位の決定方法

　１　計15点満点として、協議会委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。

　２　点数が同点になった場合は、審査員で協議を行い、順位を決定するものとする。

　　③評価項目及び評価の着眼点

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点 |
| ➊ | 企画内容 | ■業務の目的を達成するために効果的な企画内容であるか■港まちの住民の方々の理解が得られ、事業対象者である保護者に利益を及ぼす事業か■効果的な広報計画となっているか |
| ➋ | 実現可能性 | ■事業を提案する団体が責任を持って実施することが可能か■実施体制、事業計画、予算計画、スケジュールなど事業の実施が可能か■事業の実施にあたっては、西築地学区連絡協議会を始めとした地域コミュニティにおける既存団体等との連携は可能か |
| ➌ | 経験と能力 | ■本業務と同様・類似事業の経験・実績があるか■西築地学区連絡協議会や港まちづくり協議会が実施する事業（提案公募型事業等）との協働の実績があるか |

　(2) 契約候補者の選定

　　ア　ヒアリング及び提出された提案書等を審査し、もっとも優れている提案者を契約候補者と

して、契約締結に向けた手続きを行う。

　　イ　契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続

きを行うものとする。

５　審査結果の通知

　　全提案者の順位と点数は、提案書等を提出したすべての者に書面にて通知する。

６　契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

　(1)5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、当該提案者が契約　　　 候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自　　　 由。）により説明を求めることができる。

　(2)書面は事前に連絡の後、持参して提出すること。

　(3)非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

　　ア　受付場所　3-(1)に同じ

　　イ　受付時間　平日の9時から17時まで

　(4) (1)に対する回答は、原則としてその説明を求めることができる最終日の翌日から15日以

 内に、説明を求めた者に対して書面で行う。

　(5)書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

７　契約締結

1. 契約締結日： 令和3年4月16日（金） ごろを予定
2. そ の 他：

ア　協議会は、契約候補者に決定した事業者と契約金額等契約条件について協議の上、業務委　　　　託契約を締結する。

　　イ　業務委託契約の条件については、業務提案書の内容を基本として、港まちづくり協議会と最終候補者との協議により定めるものとする。

　　ウ　協議会は、順位第1位の契約候補者との協議が成立しなかった場合は、順位第2位以下の候補者と順次協議を行うこととする。

８　参加資格について

(1) 名古屋市港区に事業所を有する子育て活動に携わる法人（設立予定を含む。）で、事業提案の実施に必要な知識、経験、 資格、技術力、アフターサービス力、資金及び社会的信用等を備えているもの。

(2) 法人の代表者は、子育て活動に熱意と識見を有する者であること。

９　その他

　(1) 無効となる提案等

　　　次に該当する提案は、無効とする。

　　　　　ア　　オリエンテーションに出席しなかった者の提案

　　　　　イ　　提案書等に虚偽の記載をした者の提案

　　　　　ウ　　本説明書に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

　　　　　エ　　見積金額が１-(4)における契約上限金額を超える提案

　　　　　オ　　審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

　(2) 提案書等の作成等、提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

　(3) 本コンペの提案者が協議会から受領した書類は、港まちづくり協議会の了解なく公表又は使用してはならない。

　(4) １者につき提案は１つとし、複数の提案はできない。

　(5) 提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。

　(6) 提案書等の提出後、港まちづくり協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。